

第2回高知県公立大学法人評価委員会 議事要旨

平成21年5月1日(金) 13:00~14:20

場所：高知会館3階 弥生の間

出席者

評価委員：藤戸謙吾(委員長)、青木章泰、荻上紘一、寺田覚  
県：大崎文化生活部長、村山副部長、土居課長、林補佐  
中村チーフ 石田

委員長

(1) 中期目標案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

・・・説明(前回からの修正点)・・・

A委員

5P「教育に関する目標」を「教育の質の向上に関する目標」にしてはどうか。

事務局

そのように修正する。

B委員

コンプライアンスの用語説明は「法令遵守」を「法令等の遵守」にすべき。

事務局

そのように修正する。

C委員

他法人の中期目標の中には、理事長あるいは学長の指導体制の整備が記述されているところがあるが、この点はどうか。工科大が理事長と学長を分離していることは承知している。

中期目標を受けて、法人が中期計画において定める。

C委員

了解した。

A委員

前回案から修正により、Ⅲの前文(理事長、学長のリーダーシップ)が削除されているが、この部分をいずれかに記述すべきか。この点は本文に含まれていると理解することも可能。

事務局

記述するかどうか検討する。

委員長

明確にすることに意義があるとも言える。事務局が検討して報告することとする。この点を除き、今回の案を了承してよろしいか。

(「異議なし」の声)

委員長	報告事項を除き、中期目標案は原案どおり了承する。 次に「(2) 業務方法書」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	・・・説明・・・
B委員	公立大学法人はこのような形の業務方法書が必要か。
事務局	法律と県の規則に基づき作成する必要がある。これは憲法的なもので、実務上の規程は法人が作成する。
B委員	業務の委託と委託契約は別個の条文となっているが、この点はどうか。
事務局	県規則に基づいて規定している。
委員長	他に異議がなければ、原案のとおり承認する。 次に「(3) 役員報酬等の支給基準について」。
事務局	・・・説明・・・
C委員	理事長、学長等の報酬について、他の法人との比較資料がないと適正か否かの判断ができない。また、理事長と学長が同一人であることが一般的だが、分離型の場合、役割分担の面から報酬をどう評価すべきか、判断材料がほしい。
事務局	副理事長、理事の報酬は法人化する以前と同じ金額。理事長の年俸は理事会が決定したものだが、支給額は報酬の10分の6としている。 他法人の役員報酬は、高いところも安いところもある。
事務局	全体として1千万円台の後半が多い。  ・・・参考資料（他法人の役員報酬）を配布・・・
委員長	事務局の見解は。
事務局	他法人と比較して大きな隔たりはなく、法人の申し出は妥当と判断。
A委員	分離型の場合、学長に比べて理事長の報酬基準は難しいところがあるが、今回の額は妥当と考える。
B委員	役員報酬は勤務成績によって変動するのか。 また、副理事長である学長に対して、役員報酬は支給しないのか。

委員長 民間企業の場合、現業役員に対する支給額の大半は給与で、一部が報酬というケースもある。B委員の発言はこの点との比較を念頭に置いたものではないか。

なお、特別に法外でなければ、役員報酬の支給基準について、当委員会としての意見はないものとする。

次に「(4) 中期計画案について」であるが、中期計画案は、現在法人が策定中であり、本日、現時点の案についていただいた質問、意見は、事務局から法人に伝えることとする。

事務局 . . . 説明 . . .

A委員 P2の「修士」は「修士課程」、「卒業生」は「卒業時」、「はかる」は「図る」が正しいのでは。

事務局 そのように修正するよう法人に伝える。

A委員 当委員会は中期計画に基づいて評価しなければならないが、この中期計画は抽象的な記述が多い。中期計画の下に、年度計画以外に具体的な計画が用意されるのか。

事務局 法人は、アクションプランを別途作成する。

委員長 アクションプランは当委員会には提出されないのか。

事務局 そのとおり。法人は実績報告を作成すると考える。

A委員 例えば、P3の「多様な入学試験と奨学制度」、「各種の措置」、「各種広報手段」は評価が難しい。ブレイクダウンしたアクションプランがあれば評価しやすい。

事務局 本日いただいたご意見は法人に伝える。

A委員 評価対象である年度計画はより詳細なはず。

委員長 この中期計画だけでは評価が難しい。

C委員 評価することを考えれば、科研費の金額等、中期計画は、できるだけ数値化してほしい。

委員長 事務局は、以上の意見を法人に伝えること。  
本日の議題は以上だが、事務局から連絡事項があれば。

事務局	中期計画について、次回の評価委員会でご審議いただきたく、各委員には配布した日程調整表により日程の調整をお願いします。
C委員	法人の基礎的なデータとして、法人の役員と法人の予算が分かるものをいただきたい。
事務局	送付させていただく。
B委員	中期計画の6年間は長いのでは。
事務局	6年間は法の規定。途中の見直しは起こり得る。
委員長	本日の会は、これで終了する。（了）